

令和3年度

事業申請者向け

原子力被災12市町村農業者支援事業 及び営農再開支援事業（家畜導入） に係る事務手続きの手引き

福島県では、東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の影響により避難等を余儀なくされた地域での営農再開等を支援しています。

令和3年度第2次申請を下記の期間に受け付けます。

本手引きの内容をご確認の上、申請してください。

【受付期間】令和3年5月24日（月）～6月25日（金）

ただし、申請書類の一つとして、市町村の「確認書」が必要となりますので、申請受付締め切り日から2週間以上の余裕をもって、営農を行う市町村担当窓口へ提出（持参）してください。

令和2年度から、家畜導入についての補助金については、営農再開支援事業に移管されましたので、別途手続きが必要となります。

詳しくは、各農林事務所にお問い合わせください。

令和3年5月
福島県農業振興課

【目次】

1 原子力被災12市町村農業者支援事業及び営農再開支援事業（家畜導入）の概要	．．．．．	1
2 用語の解説	．．．．．	5
3 原子力被災12市町村農業者支援事業手続き	．．．．．	8
4 書類の作成	．．．．．	9
5 補助事業関係書類の整備・保管、財産の適正管理	．．．．．	16
6 各種様式及び添付書類の記載・作成例	．．．．．	17
7 参考資料	．．．．．	49
（1） 福島県特定高性能農業機械導入計画（抜粋）		
（2） 導入機械等能力算出表（例）		
（3） 債権者登録		
（4） 暴力団排除に関する誓約書		